

犬も家族の一員

地域との調和のために必要なこと！

今や家族の一員（コンパニオンアニマル）として飼われているワンちゃんですが、犬をめぐっては放し飼い、フン害、咬傷事故など寄せられる相談も少なくありません。

人も犬も快適に過ごすには地域との調和が不可欠であり、このためには飼い主の皆様のモラルとマナーが何より重要です。

1 登録及び狂犬病予防注射の実施と所有者の明示をしましょう。

犬の飼養に際しては、ヒトの戸籍にあたる登録と年一回の狂犬病予防注射が必要です。この際に交付される鑑札や注射済票を装着しておきましょう。迷子になってしまったときに見つけやすくなります。

2 犬の習性等を理解し、しつけをしましょう。

人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけたりにしないよう、しつけをしましょう。



3 散歩や運動の際は、引き綱（リード）を確実につけましょう。

散歩の際は、引き綱を短く持ち犬の行動をコントロールするとともに、事故が起きないように周囲にも注意を向けましょう。

運動の際も、海岸や公園など広い場所であっても、引き綱をつける必要があります。

4 ふんや尿の排泄物を適切に処理しましょう。

排泄は、散歩の前に自宅で済ませることが望ましいのですが、もし外で排泄をしてしまった場合は、地域の皆さんが不快な思いをしないよう、ふんは必ず持ち帰り、尿は多めの水で洗い流しましょう。

5 犬による感染症の知識を持ち、健康管理に気をつけましょう。

犬と人の双方に感染する病気等について正しい知識を持ち、必要な対策を講じて健康管理をしましょう。

<問い合わせ先>

神奈川県鎌倉保健福祉事務所 環境衛生課

電話 0467-24-3900

逗子市 国保健康課

電話 046-873-1111

